

# 貨物軽自動車運送事業のご案内

中部運輸局静岡運輸支局 輸送・監査担当

## <黒ナンバー取得までの流れ>

軽自動車の  
営業用ナンバーの  
登録・変更等を行  
いたい場合

その①  
静岡運輸支局へ  
届出を提出する

その②  
事業用自動車等  
連絡書の発行を  
受ける

その③  
軽自動車検査協  
会等で手続きを  
行う

貨物軽自動車運送事業者の方は各種法令を  
必ず守っていただく必要があります。  
詳しくは次のページをお読みください。

## <静岡運輸支局へ提出する届出の種類>

新たに軽貨物の  
事業を始める

①貨物軽自動車運送事業  
経営届出書

[\(新規様式\) ←クリック](#)

②運賃及び料金設定届

[\(運賃・料金様式\) ←クリック](#)

車両の入替えや  
増車、減車を行う

貨物軽自動車運送事業  
変更等届出書

[\(車両増減様式\) ←クリック](#)

軽貨物事業を  
やめる

貨物軽自動車運送事業  
変更等届出書

[\(事業廃止様式\) ←クリック](#)

※住所等のみを変更する場合は

貨物軽自動車運送事業変更等届出書 [\(住所変更等様式\)](#) を提出

[↑クリック](#)

静岡運輸支局への届出は郵送でも可能です。その場合は作成  
していただいた届出書を2部と切手を貼った返信用封筒を  
同封してください。

※郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねます。

(申請者発送から処理後書類の受領まで目安は1週間です)

【郵送先】

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2丁目4-25

静岡運輸支局 輸送・監査担当(軽貨物) あて

経営届出書の再発行は行っていません。

必ずなくさないように保管をお願いいたします。

万が一なくされた場合、替わるものとして、事業証明願  
いがございます。

# 軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

## 「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。  
**旅客の運送はできません！**



表

・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。

任意保険への加入



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は  
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

